

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 26 年 12 月 24 日・東京都規則第 174 号

1 概要

(1) 改正理由

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）の改正に合わせ、規則で規定している水質汚濁緊急時の発令条件を改める必要がある。

(2) 改正内容

規則別表第 20 に掲げるトリクロロエチレンの水質汚濁緊急時の発令条件について、次のように改める。

	注意報等に係る河川水中の濃度	警報に係る河川水中の濃度
現行	0.06	0.15
改正後	0.02	0.05

(単位：1 リットルにつきミリグラム)

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

東京都環境局自然環境部水環境課

直通 03-5388-3494

内線 42-655